

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年10月31日(2013.10.31)

【公表番号】特表2013-504677(P2013-504677A)

【公表日】平成25年2月7日(2013.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-007

【出願番号】特願2012-529263(P2012-529263)

【国際特許分類】

C 09 J 11/06 (2006.01)

C 09 J 4/02 (2006.01)

C 09 J 163/00 (2006.01)

C 09 J 11/04 (2006.01)

C 09 J 121/00 (2006.01)

【F I】

C 09 J 11/06

C 09 J 4/02

C 09 J 163/00

C 09 J 11/04

C 09 J 121/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月9日(2013.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

構造用接着剤において使用され得、かつ单量体剤を含む樹脂へその重合を開始するために添加されるよう意図される、重合触媒剤であって、遊離基重合開始剤およびエポキシ化シランを含む、重合触媒剤。

【請求項2】

可塑剤を含まないこと、または最大で20(重量)%の可塑剤を含むことを特徴とする、請求項1記載の触媒剤。

【請求項3】

遊離基重合開始剤がペルオキシドであることを特徴とする、請求項1および2のいずれか記載の触媒剤。

【請求項4】

ペルオキシドがベンゾイルペルオキシドであることを特徴とする、請求項3記載の触媒剤。

【請求項5】

5~40重量%の間の重合開始剤を含むことを特徴とする、請求項1~4のいずれか一項記載の触媒剤。

【請求項6】

10~20重量%の間の重合開始剤を含むことを特徴とする、請求項1~5のいずれか一項記載の触媒剤。

【請求項7】

エポキシ樹脂を追加的に含むことを特徴とする、請求項1~6のいずれか一項記載の触媒

剤。

【請求項 8】

無機充填剤を追加的に含むことを特徴とする、請求項1～7のいずれか一項記載の触媒剤。

【請求項 9】

アクリル(メタクリル)樹脂の重合を開始するための、請求項1～8のいずれか一項記載の触媒剤の使用。

【請求項 10】

触媒剤が樹脂に対して(容量で)1:1～1:30の比で使用されることを特徴とする、請求項9記載の使用。

【請求項 11】

触媒剤が容量で1:10の比(10の割合の樹脂当たり1の割合の組成物)で使用されることを特徴とする、請求項10記載の使用。

【請求項 12】

樹脂が、スチレンおよびイソプレンを含むエラストマーブロックコポリマー、スチレンおよびブタジエンまたはエチレンを含むエラストマーブロックコポリマー、エラストマー、アルコール部分が少なくとも6個の炭素原子の少なくとも1本の直鎖を呈するアクリル酸エステル単量体、重合加速剤、レオロジー剤、接着促進剤、酸単量体、熱可塑性シェルおよびエラストマーコア(アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン、メタクリラート/ブタジエン/スチレン、メタクリラート/アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン、またはメタクリラート/アクリロニトリル粒子、およびこれらの混合物)から形成された粒子より選択される少なくとも1つの他の要素を追加的に含むことを特徴とする、請求項9～11のいずれか一項記載の使用。

【請求項 13】

複合材、とりわけRTM(樹脂注入成形)複合材への部品の接着を促進するための、請求項9～12のいずれか一項記載の使用。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

実際に、接着破壊は、水の浸潤、熱ショック、振動などにより引き起こされる剥離を開始する危険をもたらす、RTM上の構造用接着剤の付着欠陥を明らかにする。多数の自動車の車体の部品がRTMとして作製され、かつ、いかなる付着欠陥も無く接着して、構造的に結合されなければならない。

[本発明1001]

構造用接着剤において使用され得、かつ単量体剤を含む樹脂へその重合を開始するために添加されるよう意図される、重合触媒剤であって、遊離基重合開始剤およびエポキシ化シランを含む、重合触媒剤。

[本発明1002]

可塑剤を含まないこと、または最大で20(重量)%の可塑剤を含むことを特徴とする、本発明1001の触媒剤。

[本発明1003]

遊離基重合開始剤がペルオキシドであることを特徴とする、本発明1001および1002のいずれかの触媒剤。

[本発明1004]

ペルオキシドがベンゾイルペルオキシドであることを特徴とする、本発明1003の触媒剤。

[本発明1005]

5～40重量%の間の重合開始剤を含むことを特徴とする、本発明1001～1004のいずれかの触媒剤。

[本発明1006]

10～20重量%の間の重合開始剤を含むことを特徴とする、本発明1001～1005のいずれかの触媒剤。

[本発明1007]

エポキシ樹脂を追加的に含むことを特徴とする、本発明1001～1006のいずれかの触媒剤。

[本発明1008]

無機充填剤を追加的に含むことを特徴とする、本発明1001～1007のいずれかの触媒剤。

[本発明1009]

アクリル(メタクリル)樹脂の重合を開始するための、本発明1001～1008のいずれかの触媒剤の使用。

[本発明1010]

触媒剤が樹脂に対して(容量で)1:1～1:30の比で使用されることを特徴とする、本発明1009の使用。

[本発明1011]

触媒剤が容量で1:10の比(10の割合の樹脂当たり1の割合の組成物)で使用されることを特徴とする、本発明1010の使用。

[本発明1012]

樹脂が、スチレンおよびイソプレンを含むエラストマーブロックコポリマー、スチレンおよびブタジエンまたはエチレンを含むエラストマーブロックコポリマー、エラストマー、アルコール部分が少なくとも6個の炭素原子の少なくとも1本の直鎖を呈するアクリル酸エステル単量体、重合加速剤、レオロジー剤、接着促進剤、酸単量体、熱可塑性シェルおよびエラストマーコアから形成された粒子(アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン、メタクリラート/ブタジエン/スチレン、メタクリラート/アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン、またはメタクリラート/アクリロニトリル粒子、およびこれらの混合物)より選択される少なくとも1つの他の要素を追加的に含むことを特徴とする、本発明1009～1011のいずれかの使用。

[本発明1013]

複合材、とりわけRTM(樹脂注入成形)複合材への部品の接着を促進するための、本発明1009～1012のいずれかの使用。